

使用料金表

	区 分	料金
大人	中学生以上	500円
	①町内に住所を有する満 65 歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	400円
	回数券 11 枚券	5,000円
	回数券 11 枚券 (町内 65 歳以上、身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け ている人)	4,000円
	会員券1年分	35,000円
	会員券半年分	20,000円
小人	小学生	300円
	①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	200円
	回数券 11 枚券	3,000円

※乳幼児は使用できません。

小学生の使用は、成人の付き添いが必要です。

対象者

○温水プー 開館時間 蕳 ルの利用について 午前10時~午後9時

ルがオープンします。

日より、

橘の竜崎温泉に温水プー

温泉の泉質(強塩泉)

を利用した歩行浴

※月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日 休館日 月曜日

ます!)健康運動指導士が次の日程で随時指導し

・毎月 ○場所 ※教室等により、 あります。ご了承ください。 毎週 東安下庄向佐連685 -第一土曜日 火~金曜日 直接指導できない場合が 午前10時~午後5時午前10時~午後5時 2

始めてみませんか?

水中運動で生活習慣病予防・介護予防を

えるうえ、「水抵抗」「水圧」「温水」によっ にかかる負担が少なく、無理なく運動が行

運動の効果が大きいといわれます。

なっており、泳げない人でも利用できます。 ろで110cm、浅いところでは90cmと 完備しています。プールの水深は深いとこ ンニングマシーン、エルゴメーター等)を 専用のプールと、トレーニングルーム(ラ

水中の運動は「浮力」により体(特に関節)

者負担軽減の更新 ◎社会福祉法人等による利用

者負担額が軽減される制度で スを利用する場合に、 施設等で提供する介護サービ 社会福祉法人等が運営する 利用

件をすべて満たす方。

の更新 ◎介護保険負担限度額の認定

護保険課からのお知らせ

れていない方は、 思われる方で、 となりますので、該当すると の上限を定め、負担が軽減さ の方については、本人負担額 す。なお、市町村民税世帯非 受けられている方は、居住費 ショートステイのサービスを 月から、この制度の更新時期 れる制度があります。今年7 課税の方や生活保護受給世帯 いただくことになってい と食事の全額を本人負担して 介護保険施設の入所者や 申請を済まさ 早めに申請 ま

してください。

る世帯に属する方で、 市町村民税世帯非課税であ 次の要

増えるごとに50万円を加算し 150万円以下、世帯員1人 ①年間収入が、単身世帯で、

> ⑤介護保険料を滞納していな 養されていないこと。 ④負担能力のある親族等に扶 有していないこと。 産以外に利用し得る資産を所 ③日常生活のために必要な資 加算した額以下であること。 で350万円以下、 ②預貯金等の額が、 た額以下であること。 人増えるごとに100万円を 世帯員 単身世 1

2. 対象となるサービス

いこと。

·短期入所生活介護、 護老人ホーム) ・介護老人福祉施設(特別 通 所

負担軽減の割合

訪問介護

·利用者負担額(1割自己 食費、 の4分の1 居住費または滞 在 負

めには、申請が必要です。 ■申請および問い合わせ、 この軽減制度を利用するた

または各総合支所、 各出張所

377 - 5503

利

用者負担額の2分の1 ・老齢福祉年金受給者は、